

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書（特養従来型）

社会福祉法人 久寿会

当施設は介護保険の指定を受けています。
（介護老人福祉施設 相模原市指定）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- （１）法人名 社会福祉法人 久寿会
- （２）法人所在地 神奈川県相模原市緑区大島 1556 番
- （３）電話番号 042-763-0005
- （４）代表者氏名 理事長 萩原 秀男
- （５）設立年月 平成8年12月17日

2. ご利用施設

- （１）施設の種類 指定介護老人福祉施設・相模原市指定
介護保険事業所番号 1472600673
- （２）施設の目的 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- （３）施設の名称 特別養護老人ホーム 中の郷
- （４）施設の所在地 神奈川県相模原市緑区大島 1556 番
- （５）電話番号 042-763-0005
- （６）施設長（管理者）氏名 原田 和幸
- （７）当施設の運営方針

本事業所において提供する指定介護福祉サービス（以下「サービス」という。）は、介護保険法並びに相模原市基準条例等、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2、施設は入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行います。
- 3、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービス提供するように努めます。
- 4、明るく家族的な雰囲気有し、地域や家族と結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- 5、サービス提供は懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明します。
- 6、サービス提供に当り、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

- 7、施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 8、定期的に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図ります。
- 9、施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

(8) 開設年月 平成9年10月1日

(9) 入所定員 58人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋(個室)	6室	
2人部屋	2室	
4人部屋	15室	
合 計	23室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、訓練用階段、肩関節輪転運動機
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたっては、ご契約者に特別に費用ご負担はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1	1名
2. 介護職員	25	15名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	4	3名
5. 機能訓練指導員(看護師)	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師	(3)	必要数
8. 管理栄養士	1	1名

() 非常勤

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月曜日 9:00～12:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 3名 ： 7:30～16:30 3名 日中： 8:30～17:30 3名 ： 11:00～20:00 3名 ： 13:00～22:00 3名 夜間： 22:00～翌7:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 9:00～18:00 1名 日中： 9:30～18:30 1名
4. 機能訓練指導員	月～金曜日： 9:00～18:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8～9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7:30～ 8:30

昼食： 12:00～13:00

夕食： 18:00～19:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉

●負担割合証（１割の場合）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度・収入の段階による介護サービス費、食費、居住費の合計金額をお支払い戴きます。

※ただし、実際の費用集計が月額になるため、１円単位の差額が生じます。（単位 円）

		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
介護度１	個室	1,301	1,491	2,151	2,861	3,701
	多床室	921	1,441	1,701	2,411	3,196
介護度２	個室	1,375	1,565	2,225	2,935	3,775
	多床室	995	1,515	1,775	2,485	3,270
介護度３	個室	1,452	1,642	2,302	3,012	3,852
	多床室	1,072	1,592	1,852	2,562	3,347
介護度４	個室	1,525	1,715	2,375	3,085	3,925
	多床室	1,145	1,665	1,925	2,635	3,420
介護度５	個室	1,598	1,788	2,448	3,158	3,998
	多床室	1,218	1,738	1,998	2,708	3,493

尚、介護報酬の端数処理により利用者負担額の１円単位が異なる場合があります。

加算（１割負担の場合）

初期加算・・・32 円／日

個別機能訓練加算（Ⅰ）・・・13 円／日

個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・21 円／月

生活機能向上連携加算（Ⅰ）・・・105 円／月

生活機能向上連携加算（Ⅱ）・・・105 円／月

排泄支援加算（Ⅰ）・・・10 円／月

排泄支援加算（Ⅱ）・・・15 円／月

排泄支援加算（Ⅲ）・・・21 円／月

排泄支援加算（Ⅳ）・・・105 円／月

栄養マネジメント強化加算・・・11 円／日

ADL 維持等加算（Ⅰ）・・・31 円／月

ADL 維持等加算（Ⅱ）・・・63 円／月

自立支援促進加算・・・295 円／月

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）・・・42 円／月

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・52 円／月

安全対策体制加算・・・21 円（入居時のみ）

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・・・3 円／月

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）・・・13 円／月

褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）・・・10 円／月

在宅サービスを利用した時の費用・・・590 円／日

精神科医加算・・・5 円／日

日常生活継続支援加算・・・38 円／日

夜勤職員配置加算（Ⅰ）・・・13 円／日

夜勤職員配置加算（Ⅲ）・・・16 円／日

経口移行加算※・・・30 円／日

経口維持加算Ⅰ※・・・422 円／月

経口維持加算Ⅱ※・・・105 円／月

療養食加算※・・・6 円／回

若年性認知症入所者受入加算※・・・126 円／日

介護職員等処遇改善加算（介護度 1～5）・・・3,102 円～4,351 円／月

配置医師緊急時対応加算・・・早朝・夜間 685 円／回　深夜 1,370 円／回
 看護体制加算（Ⅰ）・・・4 円／日　看護体制加算（Ⅱ）・・・8 円／日
 認知症専門ケア加算（Ⅰ）・・・3 円／日
 口腔衛生管理加算（Ⅰ）・・・94 円／月　口腔衛生管理加算（Ⅱ）・・・115 円／月
 再入所時栄養連携加算・・・210 円／回
 看取り介護加算（死亡日以前 31～45 日）※・・・75 円／日
 看取り介護加算（死亡日以前 4～30 日）※・・・152 円／日
 看取り介護加算（死亡日の前日・前々日）※・・・717 円／日　又は　822 円／日
 看取り介護加算（死亡日）※・・・1,349 円／日　又は　1,665 円／日
 在宅・入所相互利用加算・・・42 円／日
 障害者生活支援体制加算・・・27 円／日　※対象者のみ
 協力医療機関連携加算・・・105 円／月
 感染対策向上加算（Ⅰ）・・・11 円／月
 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）・・・105 円／月　感染対策向上加算（Ⅰ）・・・11 円／月

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は下記の通りです。

1. サービス利用料金	2,593 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,334 円
3. 自己負担額（1－2）	259 円

●負担割合証（2割の場合）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度・収入の段階による介護サービス費、食費、居住費の合計金額をお支払い戴きます。

※ただし、実際の費用集計が月額になるため、1 円単位の差額が生じます。（単位　円）

		第4段階
介護度 1	個室	4,322
	多床室	3,817
介護度 2	個室	4,469
	多床室	3,964
介護度 3	個室	4,623
	多床室	4,118
介護度 4	個室	4,771
	多床室	4,266
介護度 5	個室	4,916
	多床室	4,411

尚、介護報酬の端数処理により利用者負担額の 1 円単位が異なる場合があります。

加算

上記参照（費用は 1 割負担の 2 倍となります）

●負担割合証（3割の場合）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度・収入の段階による介護サービス費、食費、居住費の合計金額をお支払い戴きます。

※ただし、実際の費用集計が月額になるため、1円単位の差額が生じます。（単位 円）

		第4段階
介護度 1	個室	4,942
	多床室	4,437
介護度 2	個室	5,164
	多床室	4,659
介護度 3	個室	5,395
	多床室	4,890
介護度 4	個室	5,616
	多床室	5,111
介護度 5	個室	5,834
	多床室	5,329

尚、介護報酬の端数処理により利用者負担額の1円単位が異なる場合があります。

加算

上記参照（費用は1割負担の3倍となります）

※ 1か月の料金 _____ 円（加算等の関係で多少変動いたします）

説明者 青木 美香 確かに説明を受けました。 _____ 印

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

サービスの種類	内容	料金
① 特別な食事 または食品 の提供	ご契約者のご希望に基づいて特別な食事の提供 本人（保証人）の希望する食品の提供	実費
②美容サービス	月に3回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。	実費
③理髪サービス	月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます	実費
④おむつ代	おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。	
⑤レクリエーション、 クラブ活動	希望によりレクリエーションやクラブ活動（書道・茶道・華道等）に参加していただくことができます。	材料代の 実費
⑥貴重品管理 サービス	ご契約者の希望により、下記のサービスがご利用いただけます。 ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金 ・お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書 ・保管管理者：施設長	1,000 円 / 月

	・ 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。 ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ送付します。	
⑦複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	10円 / 1枚
⑧日常生活上 用具の提供	日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。	実費
	ティッシュペーパー（400枚×5パック入り）	
	入れ歯用歯ブラシ	
	入れ歯洗浄剤（ポリデント）	
	歯ブラシ	
	歯磨き粉	
⑨入院・通院 際の送迎	提携病院を超えたところから、1km増すごとに40円を負担いただきます。	1km40円
⑩入院の際の洗濯について	入院時の洗濯は、原則家族対応となります。協力医療機関に入院の際、提携業者に洗濯を依頼することができます。	提携業者との契約になります。
⑪個人所有の家電製品使用	個人で使用する家電製品について、右記に該当するものは、電気料金をいただきます。	実費

契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（要介護度別利用料100%＋第4段階分の食費及び居住費）

い) 主なレクリエーション行事予定（例）

	行事とその内容	備考
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…）	
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	★おひなさま飾りの材料代は実費をいただきます。…
4月	上旬ーお花見（施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）	

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：横浜銀行、神奈川県信用農業協同組合連合会他
イ. 下記指定口座への振り込み 横浜銀行 橋本支店 普通預金1395299
ウ. 窓口での現金支払

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	晃友相模原病院（訪問診療部）
所在地	相模原市緑区大島 1605-1
診療科	内科、整形外科、脳神経外科、外科、循環器内科

② 協力医療機関

医療機関の名称	北里大学病院精神科
所在地	相模原市南区麻溝台 2 丁目 1 番 1 号
診療科	精神科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 相明会（歯科医師 1 名 衛生士 1～2 名）
所在地	東京都町田市原町田 4-3-14 白鳥ビル 2 階

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援 1・2 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 30 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用

者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、1 ヶ月 6 日間の福祉施設外泊費用（1 日あたり 2 5 1 円）を負担いただきます。ただし、月をまたぐ場合は、最大で連続 1 2 日分まで福祉施設外泊費用の負担があります。

福祉施設外泊費用算定の方法

（例）入院期間：1 月 2 5 日～3 月 8 日の場合

1 月 2 5 日 入院・・・所定単位数を算定

1 月 2 6 日～1 月 3 1 日（6 日間）・・・1 日につき 2 5 1 円を算定（2 割負担 5 0 2 円）

2 月 1 日～2 月 6 日（6 日間）・・・1 日につき 2 5 1 円を算定（2 割負担 5 0 2 円）

2 月 7 日～3 月 7 日・・・費用算定不可

3 月 8 日 退院・・・所定単位数を算定

② 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3）円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取について

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合は身元引受人において引き取りをお願いします。

8. 苦情の受付について

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕

特別養護老人ホーム中の郷 生活相談員

高橋 大助

特別養護老人ホーム中の郷 生活相談員

青木 美香

○苦情連絡先 相模原市緑区大島 1 5 5 6

電話番号 042-763-0005

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

相模原市役所 福祉基盤課	所在地 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階 電話番号 042-769-9226 受付時間 8時30分から17時15分まで
国民健康保険団体連合会 介護苦情班	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号・045-329-3447

9. 事故発生時の対応

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
3. サービスの提供中に入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。
4. 事故内容の原因、対応等を記録し保管します。

10. (身体的拘束等を行う際の手続)

入居者(利用者)または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. (秘密保持)

この事業所およびその職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、家族の秘密を漏らしません。

2. 前項の秘密は職員でなくなった後においても適用します。

12. (職員研修)

事業所は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保します

13. (暴力団排除)

本事業所運営上、次に掲げるものから支配的な影響を受けません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められたもの

14. (非常災害対策)

施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

15. (虐待防止対策)

サービス提供中に虐待等が発生した場合は速やかに関係機関に連絡をいたします。

虐待の防止のための措置として、予防策等を定期的に会議で検討するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること、及び虐待の防止のための指針を活用します。

従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的の実施いたします。

※ 入居開始予定日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行い交付しました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 中の郷

説明者職名 _____ 印

私は、本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

入居者住所

氏名 _____ 印

保証人住所
(代理人)

氏名 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 4,715,23 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]

相模原市指定 定員 12名

[通所介護]

相模原市指定 定員 25名

[居宅介護支援事業]

相模原市指定

(4) 施設の周辺環境

相模原市北部に位置し、南西はるかに大山丹沢連峰を望み、近くに相模川の清流を控え、緑の多い静穏な田園地帯に建てられています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して 1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

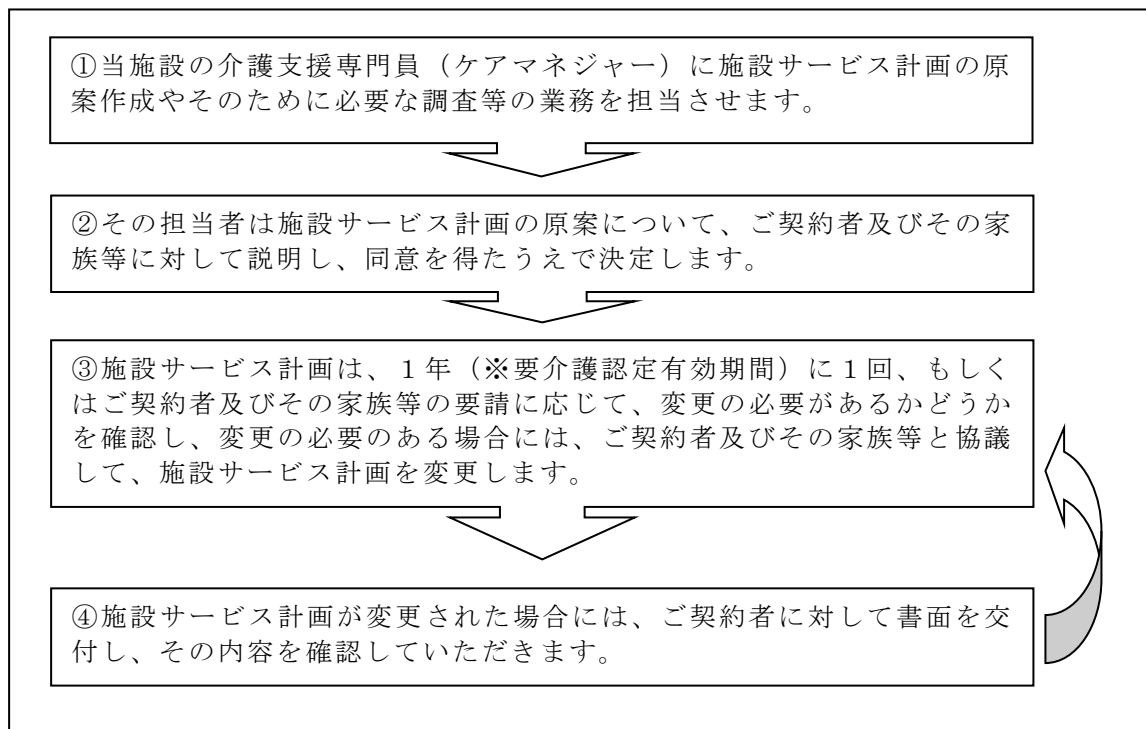
医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、日常使用するもの（歯ブラシ等）、現金

(2) 面会

面会時間 8:30～20:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。